

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成26年度第2回高松市介護保険制度運営協議会
開 催 日 時	平成27年2月19日(木) 午後3時30分～午後5時00分
開 催 場 所	四番丁スクエア1階 会議室
議 題	(1) 指定地域密着型サービス事業者の整備状況について (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進 (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	15人
	井上委員、氏部委員、梅村委員、鎌倉委員、木村委員、後藤委員、諏訪委員、徳増委員、中村 ^{明美} 委員、中村 ^{照江} 委員、早馬委員、古川委員、虫本委員、森岡委員、山下委員
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 び 連 絡 先	介護保険課 839-2326 地域包括支援センター 839-2811

協議経過及び協議結果	
(1) 健康福祉局長挨拶 (2) 議事進行	会議の運営に関し、高松市の「会議の公開等に関する指針」に則って公開することについて、承認を得る。
－ 以 後 審 議 －	
議題 (1) 指定地域密着型サービス事業者の整備状況について	資料1に基づき、事務局から説明し、了承を得た。
議題 (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進	資料2に基づき、事務局から説明した。
(A委員)	徘徊高齢者保護ネットワーク及び緊急通報装置貸与事業について質問します。これらの事業は、どこが主体となって行い、どういった流れで繋がっていくのでしょうか。
(事務局)	徘徊高齢者保護ネットワーク及び緊急通報装置貸与事業は、長寿福祉課の事業でございます。徘徊高齢者保護ネットワーク事業は、次年度から実施予定でございます。ネットワーク内で徘徊高齢者情報を提供するメール等の送信先は、地域包括支援センター、老人介護支援センター、地域コミュニティ協議会、民生委員等となっ

ております。ただ、これだけでは情報提供先が限られるということで、認知症サポーターや見守り協力員の方、約2万人が支援者として見込まれているところでございます。

ネットワークの具体的な流れとしましては、まず、家族から警察へ捜索願が提出されることから始まります。これは、個人情報の開示に当たりますので家族の了解が得られることが必要となるためです。その後、警察から長寿福祉課へ連絡が入り、長寿福祉課から協力機関へのメール配信が行われます。

この事業は、段階的に実施していく予定でありますことから、3年以内には約2万人の支援者の協力を得られる体制を整えてまいりたいと考えております。

緊急通報装置貸与事業につきましては、現在、2,335人の方が登録されており、一人暮らしであることが貸与対象者の要件となっております。次年度からは、安心相談ダイヤル事業として実施してまいりたいと考えております。

(A委員) 例えば自治会に加入していない一人暮らしの高齢者のような方については、このネットワークによる支援ができない人がいるのではないのでしょうか。また、このネットワークは、防災時にも活用できるように考慮されているのでしょうか。

(事務局) 長寿福祉課が実施している徘徊高齢者保護ネットワークを含む見守り活動関連事業では、各地区の民生委員や包括支援センター等で把握した支援が必要な高齢者の情報に基づき、その方の状況に応じた支援を重層的に行えるようにしております。健康福祉総務課が行っている非常災害時における援護者台帳登録についても、同じように情報を把握いたしますのでそれぞれに支援が行えると考えております。

(A委員) そうであるならば、行政として民生委員の方たちへの手助けを積極的に行うべきではないでしょうか。

(B委員) 民生委員の活動の一環で、一人暮らしの高齢者と関わることもありましたが。その方はしばらくして娘さんと同居することになり、居住地区も変わるようになりました。そうした時には、移り住む居住地区の民生委員に情報提供して、気にかけてもらうよう伝えます。そうした連携は民生委員の間で行われていますし、民生委員だけで対応できない場合は長寿福祉課をはじめとする機関と連携していくことが大切だと思います。

(事務局) 民生委員の負担を減らすためにも、現在、高齢者特別あんしん見守り事業を開始し、ハイリスクの方に週1回の定期的な訪問を実施しております。

(C委員) 行政は、どこかで線を引いた関わりをしなければならないと思います。支援者台帳を作成する際にも、作成している途中で市が介入すると、個人情報保護の観点から開示されない情報が多くなり、非常に使い勝手の悪いものになってしまいます。私たちの地区では、民生委員等が知り得た情報のなかで必要なものを、自分たちでわかりやすくまとめて管理するようにしています。

(事務局) 「共に支えあう」という、共助・互助の部分抜きにして地域包括ケアシステムは成り立ちません。特に民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた地方公務員の立場にあります。民生委員・児童委員に基本の部分を支えていただかなければ、共助・互助も成り立たなくなります。

この地域包括ケアシステムを実施するためには、行政の力だけでは限界があります

ので、皆様の御協力を賜りたいと存じます。

(議 長) 他に質問はございますでしょうか。

(D委員) 地域ケア小会議についてお聞きしたいのですが、会議1回につき、話し合われる事例の数、参加人数、所要時間はどれくらいでしょうか。

(事務局) 会議1回につき扱う事例は1件、参加人数は平均14人で1時間程度話合いが行われます。年間35件の事例を扱っております。

(D委員) 年間35件という数字は適切な数なのでしょうか。各地域の必要性に応じた十分な回数開催している、と判断できる数字なのでしょうか。

(事務局) 高松市内では、現在、必要なときに随時開催しているところでございます。四国圏内の中核市と比較した場合、定期開催しているところが少なく、随時開催で取り組んでいるところが多くなっています。随時対応であれば必要な人に関する話合いを行うので、1回の会議で扱う事例は1件ですが、定期開催となると、すぐに会議を開くことはできないけれども、1回につき複数の事例を扱うことになります。

香川県下の市町の開催回数を比較すると、高松市は比較的多く開催しているところではあります。

(E委員) 特に困難事例を扱うことを想定しているのですよね。

(事務局) そうです。

(F委員) 10年以上前にも、同じような取組を行っていたことがありますよね。国の政策転換で本格的な実施に至っていなかったものが、再度取り上げられて実施されるようになったのですね。

(事務局) 現在、地域ケア会議を実施するよう法的にも位置付けられているところであります。

(A委員) この会議で話し合われたことを他の事例で用いることができれば良いと思うのですが、一方で開催にかなりの労力を要するのではないのでしょうか。情報の共有を図り、効率を良くすることも必要なのではないのでしょうか。

(事務局) 地域ケア小会議開催に伴い関係者に集まっていただくのは、それぞれの立場から違った視点で議論することで色々な支援を考えることができ、また、それぞれに役割を担うことによって支援に繋がるという意味合いがあります。ケアマネジャー等の専門職が地域ケア小会議に参加することで、個人の対応力が向上するという点での効果があると考えます。

(C委員) 地域ケア小会議は、地域のことを具体的に話ができるので、効果があると考えます。また、地域ケア小会議で話し合われたことが、市の政策にも反映されているのではないかと思います。

(A委員) 各地区の包括支援センターの職員が、51コミュニティ地区に対応できるような配置になっているのでしょうか。かなりの業務量なのではないのでしょうか。

(事務局) 本来業務の一環でございますので、実施できる範囲ではないかと思います。

(B委員) 香南町にある包括サブセンターの方は、毎月1回の民生委員会にも参加していただき、色々な相談にも乗ってくれたり、話しをしてくれます。

(議 長) 他に質問はございませんか。

(D委員) 地域ケア小会議で出た課題を、具体的にどのように解決しているのですか。

(事務局) 例えば、徘徊であれば、香西地区の取り組みのように互助の力と行政の実施する徘徊保護ネットワークを活用して、解決に結びつけます。

(D委員) 私が申しあげたいのは、ゴミ出し1つとっても、認知症の人でなくとも曜日を守らない人はいます。また、その人への対応について周辺の自治会長が集まって話し合いをしても、解決策を見いだせないことも多々あります。そう考えると、認知症の人への対応は、解決へ結びつけることが非常に困難であり、地域ケア小会議で出た課題は、克服できないものがあるのではないのでしょうか。

(事務局) 二番町地区の事例では、地域コミュニティセンターの協力を得て、認知症サポーター養成講座を複数回実施させていただきました。すると、銀行の方や周辺の方が、異変に気づき情報提供してくれるようになりました。地域ケア小会議を通じて、まずは地域の人々の意識、おかしいなと感じたことが認知症状によるものであり支援が必要なのだという意識に変えていくことが地域の課題解決に繋がるのだと思います。

(議長) 他に質問はございませんか。

(議長) それでは、事務局は議題2について事務手続きを進めてください。

議題 (3) その他

資料3に基づき、事務局から第6期高齢者福祉計画の概略について説明し、資料4に基づき介護保険制度運営協議会設置要綱の改正予定について説明した。

(A委員) 説明の中にあつた、「いわゆる団塊の世代」という「いわゆる」とはどういう意味でしょうか。

(F委員) 「いわゆる」というのは、造語が基になっており普遍的ではない、ということではないかと思います。

(A委員) 計画の基本方針の文言は、「健康長寿」のように直接的に意味が伝わるような表現のほうが良いのではないかと思ったりもするのですが。

(議長) 色々な意見があるところだと思います。

(議長) 他に質問はありませんか。

(G委員) 施設居住系サービス中の混合型特定施設の整備数について、どのように数値を出しているのでしょうか。

(事務局) 平成26年度末の定員数につきまして、7割程度が介護保険の定員とされておりますので、868の7割である607が介護保険の定員となります。すると、数字上57不足することになりますので、これをまた0.7で割り戻すと81となります。

(議長) 他に質問はありませんか。

(C委員) 認知症の人への対応は本当に大変なものです。言葉だけが先走るのではなく、1人の人を無理なく支えていける方法を考えないと継続できないと思います。

(議長) 症状の重い方については、本当に対応が難しく大変だと聞きますね。

(H委員) 認知症について理解してくれる人を一人でも多く作る大切だと思います。個人情報に該当するからといって認知症であることを隠すのではなく、情報を受けると打ち明ける側との信頼関係に基づいた環境を作る必要があると思います。

(A委員) 認知症や癌に高い確率でなってしまう時代です。そのなかで、行政の保護を求め

でも限界があります。やはり生活習慣病が関わっているところが大きいのではないのでしょうか。

(F 委員) 早期発見が果たしてどこまで効果があるのか、これについては今後の課題だと思います。また、認知症についても種類によっては治るものもありますので、1度検査をしてみる必要があります。しかし、医療が関われる部分は非常に限られているため、民生委員の方をはじめとする地域の方の協力が重要であると思います。

(G 委員) 今、民生委員をはじめとする地域の方の関わりについて話されていますが、地域包括ケアシステムの根本はやはり、家族だと思います。こうした基本計画の中にも「家族支援」という文言を是非取り入れていただきたいと考えます。

(議 長) よろしいでしょうか。これをもちまして、平成26年度第2回高松市介護保険制度運営協議会を終了させていただきます。

皆様、たくさんのお意見をいただきありがとうございました。